様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

(ふりがな)
届出者　氏　名

(郵便番号)
住　所

(電話番号)
職　業

酒田天然瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

(意見の概要)

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　　料

平成22年7月中国際収支状況（速報）

財　務　省

(単位：億円、%)

項　　目	7　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	7,383	6,588	1,515
(対前年同月比)	(387.4)	(35.4)	(81.0)
貿易収支	9,161	7,690	4,361
(対前年同月比)	(110.0)	(26.6)	(41.9)
輸出	56,633	55,631	45,408
(対前年同月比)	(24.7)	(29.2)	(−37.7)
輸入	47,472	47,941	41,047
(対前年同月比)	(15.7)	(29.6)	(−41.2)
サービス収支	−1,778	−1,102	−2,847
所得収支	10,218	4,621	12,415
経常移転収支	−842	−738	−638
経常収支	16,759	10,471	13,292
(対前年同月比)	(26.1)	(−18.2)	(−15.3)
投資収支	−21,287	−4,399	−13,972
直接投資	96	−5,138	−7,564
証券投資	−3,239	−78,325	17,591
(証券貸借取引を除く)	(−29,235)	(−62,852)	(13,760)
金融派生商品	2,166	802	1,034
その他投資	−20,310	78,261	−25,034
(証券貸借取引を除く)	(5,679)	(62,784)	(−21,514)
その他資本収支	−537	14	−1,209
資本収支	−21,823	−4,385	−15,181
外貨準備増(−)減	−1,038	−4,075	1,373
誤差脱漏	6,102	−2,011	517

(備考)　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

公　　告

諮　事　項

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年９月22日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

1　処分をした年月日　平成22年９月１日

2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　月橋　弘章　一級建築士　第255844号

3　処分の内容　業務停止９月

4　処分の原因となった事実　新潟県内の戸建住宅（１物件）について、旧月橋工務店サンクス設計室一級建築士事務所（新潟県）の業務に関し、工事監理者として、工事監理を十分行わず、設計図書のとおりに工事が実施されない事態を生じさせた。また、同物件について、完了検査申請代理者及び工事監理者として、設計図書と異なる工事が行われたにもかかわらず、虚偽の完了検査申請書を特定行政庁に提出した。

更に別の新潟県内の戸建住宅（１物件）について、工事監理者として、工事監理を十分行わず、設計図書のとおりに工事が実施されない事態を生じさせた。また、同物件について、確認申請代理者及び工事監理者として、工事着手前に確認申請を行わず、無確認で工事が行われることを容認した。

新潟県内の戸建住宅について、工事監理者として、工事監理が終了したときは、直ちに工事監理報告書を建築主に提出する義務があったにもかかわらず、これを行わなかった。

同建築士事務所の開設者でありながら、建築士事務所の業務に関する帳簿を備え付け、これを保存することを怠った。

また、建築士事務所の業務の実績等を記載した書類を備え置くことを怠った。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項及び建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年９月22日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

1　処分をした年月日　平成22年９月１日

2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　折本　和洋　一級建築士　第153025号

3　処分の内容　業務停止７月

4　処分の原因となった事実　富山県内の戸建住宅（１物件）について、㈲建築工房おりもと一級建築士事務所（富山県）の業務に関し、虚偽の確認済証を作成し、建築主に渡した。

また、上記建築物について、確認申請を行わず、無確認で工事が行われることを容認した。

富山県内の戸建住宅等について、工事監理者として、工事監理が終了したときは、直ちに工事監理報告書を建築主に提出する義務があったにもかかわらず、これを行わなかった。

さらに、同建築士事務所の開設者でありながら、建築士事務所の業務に関する帳簿を備え付け、これを保存することを怠った。

また、建築士事務所の業務の実績等を記載した書類を備え置くことを怠った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年９月22日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

1　処分をした年月日　平成22年９月１日

2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　澤田　　修　一級建築士　第260791号

3　処分の内容　業務停止５月